

## 平成 21 年度における被措置児童等虐待届出等制度の実施状況

### 1. 概要

平成 21 年 4 月に施行された児童福祉法改正により、施設職員等による被措置児童等虐待について、都道府県市等が児童本人からの届出や周囲の者からの通告を受けて、調査等の対応を行い、その状況を都道府県市等が公表する制度の等が法定化された。(被措置児童虐待への届出・通告への対応の流れ及び関係条文は別紙の参考 2、参考 3 を参照。)

「被措置児童等虐待」とは、施設職員等が、人所等している児童について、

- ① 身体に外傷が生じ、又は生じるおそれのある暴行を加えること
- ② わいせつな行為をすること又はわいせつな行為をさせること
- ③ 心身の正常な発達を妨げるような著しい減食又は長時間の放置等を行うこと
- ④ 著しい心理的外傷を与えること

と定義されている。

今般、全国 47 都道府県、18 指定都市及び 2 児童相談所設置市を対象に、平成 21 年度中に通告・届出があった被措置児童等虐待に関する事例について、その届出・通告等の状況、それに関する調査等の状況についてとりまとめたところ、以下の通りであった。

- 平成 21 年度における全国の被措置児童等虐待の届出・通告受理件数の総数は 214 件で、そのうち事実確認の結果、都道府県市において虐待の事実が認められた件数は 59 件であった。
- 虐待の事実が認められた施設等のうち多かった種別は、「児童養護施設」が 29 件(49.2%)、「児童自立支援施設」が 9 件(15.2%)であった。
- 虐待の種別・類型は、「身体的虐待」が 41 件(69.5%)、「心理的虐待」が 7 件(11.9%)、「性的虐待」が 7 件(11.9%)、「ネグレクト」が 4 件(6.7%)であった。
- 虐待を受けた児童の性別は、「男」が 55.8%、「女」が 44.2%であり、就学等の状況は、「小学生」が 42 人(35.0%)、「中学生」が 42 人(35.0%)、「高校生」が 11 人(9.2%)、「未就学児童」が 14 人(11.6%)であった。

### 2. 調査結果

#### (1) 都道府県市への届出・通告について

##### ① 届出・通告受理件数

平成 21 年度に全国の 67 都道府県市で受け付けた児童福祉施設等における被措置児童等虐待に関する届出・通告受理件数は、214 件であった。

② 届出・通告者

届出・通告者の内訳は、「児童本人」が90人(34.8%)、「当該施設・事業所等職員、受託里親」が67人(26.0%)、「児童本人以外の被措置児童」が30人(11.6%)、「家族・親戚」が23人(8.9%)等であった。

	児童本人	児童本人以外の被措置児童	家族・親戚	当該施設・事業所等職員、受託里親	当該施設・事業所等元職員、元受託里親	学校	保育所	市町村	近隣・知人	医療機関	その他	不明(匿名を含む)	合計
人数	90	30	23	67	5	1	1	3	9	1	16	12	258
構成割合(%)	34.8	11.6	8.9	26.0	1.9	0.4	0.4	1.2	3.5	0.4	6.2	4.7	100.0

※ 1件の通告に対して、複数の方から届出・通告のあった事例もあるため、合計人数は届出・通告件数214件と一致しない。

③ 届出・通告先

届出・通告先別件数では、「児童相談所」が112件(52.3%)、「都道府県市の担当部署」が94件(43.9%)等であった。

	児童相談所	都道府県市の担当部署	議会	都道府県市児童福祉審議会	都道府県市の福祉事務	市町村	合計
件数	112	94	1	0	1	214	
構成割合(%)	52.3	43.9	1.9	0.0	1.9	100.0	

(2) 事実確認調査の状況

届出・通告のあった事例214件のうち、「事実確認の調査を行った事例」は198件(92.6%)で、そのうち「被措置児童等虐待の事実があったと認められた事例」は59件(27.6%)であった。

	事実確認を行った事例				小計	虐待ではなく事実確認調査不要と判断	その他の事例	合計
	虐待の事実が認められた	虐待の事実が認められなかった	虐待の事実が認められなかった	虐待の事実が認められなかった				
件数	59	121	18	198	8	8	214	
構成割合(%)	27.6	56.6	8.4	92.6	3.7	3.7	100.0	

(3) 被措置児童等虐待の事実が確認された事例について

都道府県市が被措置児童等虐待の事実があったと認めた事例 59 件の種別等は以下のとおりである。

① 施設等の種別

施設等種別の内訳は、「児童養護施設」が 29 件 (49.2%)、「児童自立支援施設」が 9 件 (15.2%) 等であった。

	社会的養護関係施設				里親等	知的障害児施設	児童相談所 一時保護所	合計
	乳児院	児童養護施設	情緒障害児短期治療施設	児童自立支援施設				
件数	2	29	2	9	9	4	1	59
構成割合 (%)	3.4	49.2	3.4	15.2	15.2	6.8	6.8	100.0

② 都道府県市別

都道府県市別の内訳は、67 都道府県市中、25 の都府県市において被措置児童等虐待の事実が認められた。

都道府県	件数	都道府県	件数	都道府県	件数	都道府県	件数
北海道		東京都	9	滋賀県	3	香川県	1
青森県		神奈川県	6	京都府	3	愛媛県	2
岩手県		新潟県		大阪府	6	高知県	
宮城県		富山県		兵庫県	5	福岡県	1
秋田県		石川県		奈良県		佐賀県	2
山形県		福井県		和歌山県	1	長崎県	
福島県		山梨県	2	鳥取県		熊本県	
茨城県	1	長野県		島根県		大分県	
栃木県	2	岐阜県		岡山県		宮崎県	1
群馬県		静岡県	3	広島県		鹿児島県	
埼玉県	3	愛知県	1	山口県		沖縄県	4
千葉県		三重県		徳島県		国立	3
						合計	59

※ 指定都市及び児童相談所設置市の数値についても所在都道府県に計上した。

③ 虐待の種別・類型

被措置児童等虐待の種別・類型は、次のとおりである。なお、1件の事例に対し複数の種別・類型と重複がある場合、虐待の主なもののみを集計した。(事案の内容例は、別紙(参考1)を参照)

	身体的虐待	ネグレクト	心理的虐待	性的虐待	合計
件数	41	1	7	7	59
構成割合(%)	69.5	6.7	11.9	11.9	100.0

④ 児童の状況

被措置児童等虐待が認められた59件の事例について、児童の性別、年齢及び就学等の状況は、次のとおりである。なお、1件の事例に対し児童が複数の場合があるため、59件の事例に対し、児童の総数は120名であった。

ア. 児童の性別

	男子	女子	合計
人数	67	53	120
構成割合(%)	55.8	44.2	100.0

イ. 児童の年齢区分

年齢	0～4歳	5～9歳	10～14歳	15歳以上	合計
人数	5	23	60	32	120
構成割合(%)	4.1	19.2	50.0	26.7	100.0

ウ. 児童の就学等の状況

	就学前児童	小学生	中学生	高校生	大学・短大等	無職	合計
人数	14	42	42	11	0	11	120
構成割合(%)	11.6	35.0	35.0	9.2	0.0	9.2	100.0

⑤ 職員等の状況について

被措置児童等虐待の事実が認められた 59 件の事例について、職員等の年齢及び実務経験年数は、次のとおりである。なお、1 件の事例に対し職員等が複数の場合があるため、59 件の事例に対し、職員等の総数は 81 名であった。

ア. 職員等の年齢

	29 歳未満	30～39 歳	40～49 歳	50～59 歳	60 歳以上	合計
人数	26	24	21	7	3	81
構成割合 (%)	32.1	29.7	25.9	8.6	3.7	100.0

イ. 職員等の実務経験年数

	5 年未満	5～9 年	10～19 年	20～29 年	30 年以上	合計
人数	44	19	10	5	3	81
構成割合 (%)	54.3	23.5	12.3	6.2	3.7	100.0

(4) 虐待の事実が確認された事例への対応について

被措置児童等虐待が確認された 59 件の事例について、都道府県市が行った対応は、「児童福祉法第 30 条の 2 に基づく指示又は報告徴収」は 20 回、「児童福祉法第 34 条の 4 第 1 項に基づく報告徴収・立入検査等」は 3 回、「児童福祉法第 46 条第 1 項に基づく報告徴収・立入調査等」は 15 回、「児童福祉法第 46 条第 3 項に基づく改善勧告」は 4 件であった。

また、施設・里親等からは 26 件の改善計画の提出があった。

これらの虐待事例については、法的な改善措置等による施設・職員等に対する指導以外に、被害児童に対して個別の支援等が行われている。

## 別紙 参考1 被措置児童等虐待として報告のあった事案（例）

### 【身体的虐待】

- ・当該職員から、非常に強く乱暴な言葉で怒鳴りつけられたり、叩かれた、壁に強く押しつけられたなどの体罰をされたと話す児童もあった。（外傷無）
- ・日頃から問題行動があった本児への指導中に、本児から職員への暴力行為があり、制止しているうちに、職員から児童への足払い、馬乗りの行為に至った。（外傷無）
- ・当該職員が、児童が万引きしたことに怒る中で、当該児童の頬を手で叩いた。（外傷無）また、別の児童が水筒を洗わなかったことに怒る中で、児童の頭を水筒で叩いた。（外傷無）
- ・「職員の車に傷をつける」いたずらを行った児童が、そのことを認めなかったため、職員が児童の髪をつかみ、壁におでこを押し当てるようにして怒った。
- ・3名の職員がそれぞれの対象児童に対し、喫煙行為や暴力、いじめの行為について頭部をゲンコツや本で叩いた。（外傷無）
- ・幼児居室先の廊下で、児童の顔面を平手打ちした。同職員が、就寝時間に本児が他の児童の布団におしっこをかけていると言って騒いだため、同児童を叩いてしまい、顔面が腫れた。（外傷有）
- ・施設内の洗面室で、児童相談員が児童に対し、平手で頬を数回叩き、鼓膜損傷の傷害を負わせた。
- ・作業準備の指示に従わない児童に対し、口頭で注意するも動かないため、顔や下半身を蹴る、髪を持って引きずり地面に顔を押しつける、膝蹴りをして鼻から出血させるなどの行為を行った。
- ・当該職員が、実習先から金を盗んだ児童を指導する中で、平手打ちした。また、別の児童が忘れ物が多く授業態度も悪かったため注意する際、脅すように床にペンを投げつけたり、机を蹴ったりした。また、別の児童が繰り返し盗むため、厳しい指導を行い、平手打ちした。
- ・本児に対し、頬を叩く、戸外に閉め出す等の行為が数度あった。（外傷無）
- ・姉担当の相談支援事業者から「本児が里父から叩かれている」との報告があった。

### 【心理的虐待】

- ・当該職員（男性）から「あんた」と呼ばれ傷ついた。叱る時に服や手を引っ張られるのが不愉快。着替え中に扉を開ける等女子への配慮がない。
- ・当該職員が、施設外にも聞こえる大声で、児童に繰り返し怒鳴った。

### 【ネグレクト】

- ・掃除の時間帯の児童間の暴力をすみやかに制止せず、本児は集団暴行で受傷した。また、本児以外の児童に対する暴力も把握できていなかった。

### 【性的虐待】

- ・男性職員が施設内で女児の身体を触った。
- ・非常勤の宿直補助員が、見回りの際に、女児1人にわいせつ行為をした。（青少年健全育成条例違反で逮捕・罰金）

## 参考2 関係条文

### (児童福祉法)

第33条の10 この法律で、被措置児童等虐待とは、小規模住居型児童養育事業に従事する者、里親若しくはその同居人、乳児院、児童養護施設、知的障害児施設等、情緒障害児短期治療施設若しくは児童自立支援施設の長、その職員その他の従業者、指定医療機関の管理者その他の従業者、第12条の4に規定する児童を一時保護する施設を設けている児童相談所の所長、当該施設の職員その他の従業者又は第33条第1項若しくは第2項の委託を受けて児童に一時保護を加える業務に従事する者（以下「施設職員等」と総称する。）が、委託された児童、入所する児童又は一時保護を加え、若しくは加えることを委託された児童（以下「被措置児童等」という。）について行う次に掲げる行為をいう。

- 一 被措置児童等の身体に外傷が生じ、又は生じるおそれのある暴行を加えること。
- 二 被措置児童等にわいせつな行為をすること又は被措置児童等をしてわいせつな行為をさせること。
- 三 被措置児童等の心身の正常な発達を妨げるような著しい減食又は長時間の放置、同居人若しくは生活を共にする他の児童による前2号又は次号に掲げる行為の放置その他の施設職員等としての養育又は業務を著しく怠ること。
- 四 被措置児童等に対する著しい暴言又は著しく拒絶的な対応その他の被措置児童等に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと。

第33条の11 施設職員等は、被措置児童等虐待その他被措置児童等の心身に有害な影響を及ぼす行為をしてはならない。

第33条の12 被措置児童等虐待を受けたと思われる児童を発見した者は、速やかに、これを都道府県の設置する福祉事務所、児童相談所、第33条の14第1項若しくは第2項に規定する措置を講ずる権限を有する都道府県の行政機関（以下この節において「都道府県の行政機関」という。）、都道府県児童福祉審議会若しくは市町村又は児童委員を介して、都道府県の設置する福祉事務所、児童相談所、都道府県の行政機関、都道府県児童福祉審議会若しくは市町村に通告しなければならない。

- 2 被措置児童等虐待を受けたと思われる児童を発見した者は、当該被措置児童等虐待を受けたと思われる児童が、児童虐待の防止等に関する法律第2条に規定する児童虐待を受けたと思われる児童にも該当する場合において、前項の規定による通告をしたときは、同法第6条第1項の規定による通告をすることを要しない。
- 3 被措置児童等は、被措置児童等虐待を受けたときは、その旨を児童相談所、都道府県の行政機関又は都道府県児童福祉審議会に届け出ることができる。
- 4 刑法の秘密漏示罪の規定その他の守秘義務に関する法律の規定は、第1項の規定による通告（虚偽であるもの及び過失によるものを除く。次項において同じ。）をすることを妨げるものと解釈してはならない。
- 5 施設職員等は、第1項の規定による通告をしたことを理由として、解雇その他不利益な取扱いを受けない。

第33条の13 都道府県の設置する福祉事務所、児童相談所、都道府県の行政機関、都道府県児童福祉審議会又は市町村が前条第1項の規定による通告又は同条第3項の規定による届出を受けた場合においては、当該通告若しくは届出を受けた都道府県の設置する福祉事務所若しくは児童相談所の所長、所員その他の職員、都道府県の行政機関若しくは市町村の職員、都道府県児童福祉審議会の委員若しくは臨時委員又は当該通告を仲介した児童委員は、その職務上知り得た事項であつて当該通告又は届出をした者を特定させるものを漏らしてはならない。

第33条の14 都道府県は、第33条の12第1項の規定による通告、同条第3項の規定による届出若しくは第3項若しくは次条第1項の規定による通知を受けたとき又は相談に応じた児童について必要があると認めるときは、速やかに、当該被措置児童等の状況の把握その他当該通告、届出、通知又は相談に係る事実について確認するための措置を講ずるものとする。

2 都道府県は、前項に規定する措置を講じた場合において、必要があると認めるときは、小規模住居型児童養育事業、里親、乳児院、児童養護施設、知的障害児施設等、情緒障害児短期治療施設、児童自立支援施設、指定医療機関、第12条の4に規定する児童を一時保護する施設又は第33条第1項若しくは第2項の委託を受けて一時保護を加える者における事業若しくは業務の適正な運営又は適切な養育を確保することにより、当該通告、届出、通知又は相談に係る被措置児童等に対する被措置児童等虐待の防止並びに当該被措置児童等及び当該被措置児童等と生活を共にする他の被措置児童等の保護を図るため、適切な措置を講ずるものとする。

3 都道府県の設置する福祉事務所、児童相談所又は市町村が第33条の12第1項の規定による通告若しくは同条第3項の規定による届出を受けたとき、又は児童虐待の防止等に関する法律に基づく措置を講じた場合において、第1項の措置が必要であると認めるときは、都道府県の設置する福祉事務所の長、児童相談所の所長又は市町村の長は、速やかに、都道府県知事に通知しなければならない。

第33条の15 都道府県児童福祉審議会は、第33条の12第1項の規定による通告又は同条第3項の規定による届出を受けたときは、速やかに、その旨を都道府県知事に通知しなければならない。

2 都道府県知事は、前条第1項又は第2項に規定する措置を講じたときは、速やかに、当該措置の内容、当該被措置児童等の状況その他の厚生労働省令で定める事項を都道府県児童福祉審議会に報告しなければならない。

3 都道府県児童福祉審議会は、前項の規定による報告を受けたときは、その報告に係る事項について、都道府県知事に対し、意見を述べることができる。

4 都道府県児童福祉審議会は、前項に規定する事務を遂行するため特に必要があると認めるときは、施設職員等その他の関係者に対し、出席説明及び資料の提出を求めることができる。

第33条の16 都道府県知事は、毎年度、被措置児童等虐待の状況、被措置児童等虐待があつた場合に講じた措置その他厚生労働省令で定める事項を公表するものとする。

第33条の17 国は、被措置児童等虐待の事例の分析を行うとともに、被措置児童等虐待の予防及び早期発見のための方策並びに被措置児童等虐待があつた場合の適切な対応方法に資する事項についての調査及び研究を行うものとする。

#### (児童福祉法施行規則)

第36条の30 法第33条の16の厚生労働省令で定める事項は、次のとおりとする。

一 次に掲げる被措置児童等虐待があつた施設等の区分に応じ、それぞれに定める施設等の種別

イ 小規模住居型児童養育事業及び里親 里親等

ロ 乳児院、児童養護施設、情緒障害児短期治療施設及び児童自立支援施設 社会的養護関係施設

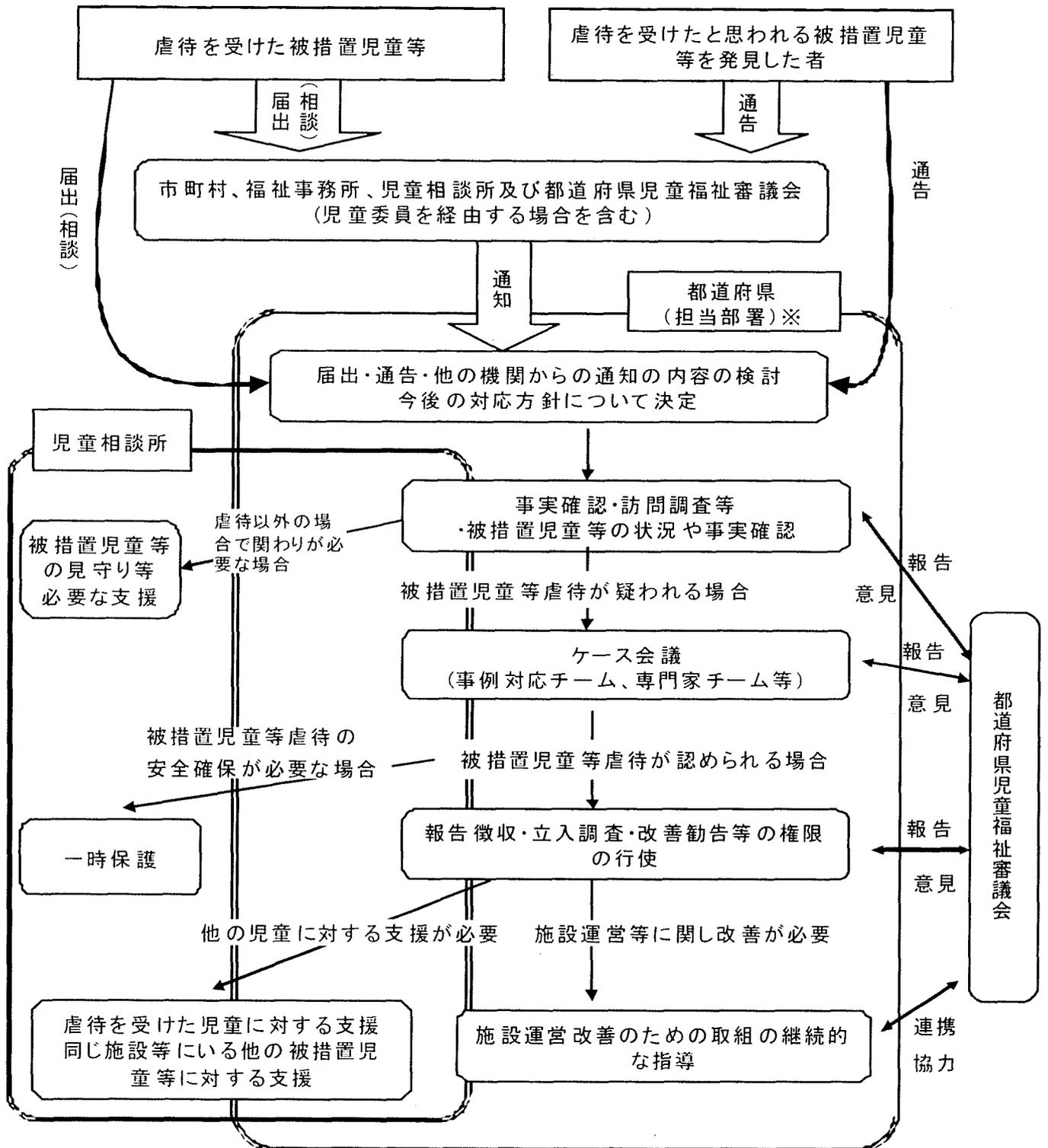
ハ 知的障害児施設等及び指定医療機関 障害児施設等

ニ 法第12条の4に規定する児童を一時保護する施設又は法第33条第1項若しくは第2項の委託を受けて一時保護を加える者 一時保護施設等

二 被措置児童等虐待を行った施設職員等の職種

参考3 被措置児童虐待対応の流れ（「被措置児童虐待対応ガイドライン」より）

被措置児童虐待対応の流れ（イメージ）



※ 各都道府県において担当の主担当となる担当部署を定めておく必要があります。